

交野市養育費に関する公正証書等作成促進補助金について

～養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成費用等を補助します～

■対象者

補助金の交付申請時において、交野市内に居住するひとり親であって、次の要件の全てを満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 ※ 債務名義とは、養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- ② 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ③ 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ④ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に関する補助金を交付されていない方

■対象経費(養育費にかかる費用のみ)

- ① 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ② 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

■補助金額

対象経費の合計額(上限30,000円)

■申請に必要なもの

- ① 交野市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票、又は児童扶養手当証書の写し ※公簿等によって確認することができる場合は省略できます。
- ③ 補助対象となる経費の領収書等の写し
- ④ 養育費の取り決めを交わした公正証書等(債務名義に限る)の写し
- ⑤ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し

■申請期限

公正証書等を作成した日から、6か月以内に申請が必要です。

※この補助金は、令和8年4月1日以降に生じた経費に限ります。



【問い合わせ先】

交野市こども家庭部子育て支援課

住所 交野市天野が原町5-5-1 電話 072-893-6406

交野市養育費保証促進補助金について

～養育費の継続した履行確保を図るために、保証会社と養育費保証契約を
締結する際の本人負担費用(保証料)を補助します～

■対象者

補助金の交付申請時において、交野市内に居住するひとり親であって、次の要件の全てを満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
※ 債務名義とは、養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- ② 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ③ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。
- ④ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ⑤ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め養育費保証に関する補助金を交付されていない方

■対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結する際に保証料として申請者が負担した費用

■補助金額

対象経費の全額(上限50,000円)

■申請に必要なもの

- ① 交野市養育費保証促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票、又は児童扶養手当証書の写し ※公簿等によって確認することができる場合は省略できます。
- ③ 児童扶養手当を受けていない場合は、前年(1月から5月の間に申請する場合は、前々年)の課税証明書等所得のわかるもの
- ④ 補助対象となる経費の領収書等の写し
- ⑤ 養育費の取り決めに交わした公正証書等(債務名義に限る)の写し
- ⑥ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る)の写し
- ⑦ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し

■申請期限

保証契約を締結した日から、6か月以内に申請が必要です。

※この補助金は、令和8年4月1日以降に生じた経費に限ります。



【問い合わせ先】

交野市こども家庭部子育て支援課

住所 交野市天野が原町5-5-1 電話 072-893-6406